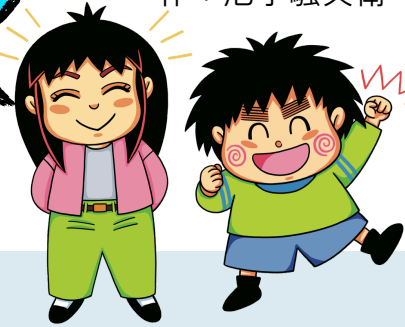


支援の充実で 働き続けたい職場に！

職員1人につき
最大12万円
の補助

作：尼子騷兵衛



補助制度のご利用要件

県内の社会福祉法人
または医療法人

チェックポイント

兵庫県内に主たる事業所等
を置く法人が対象です。

※京都府内に主たる事業所等があり、県内
従事の職員も対象の場合があります。

40歳未満の正職員が
日本学生支援機構に
返済をしている

チェックポイント

機構に返済し、社会福祉事
業もしくは介護保険法に定
める事業に県内で従事して
いる正職員が対象です。

職員の機構への返済
に対する手当を設ける

チェックポイント

法人は奨学金を返済してい
る職員に対し、手当するこ
とを就業規則・賃金規程等
に定めることが要件です。

※補助期間などその他の要件や詳細は、交付要綱をご確認ください。
※令和8年度から申請手続きが電子化されました。

スケジュール

【申請締切日】11月末

【実績報告】2月末

1月末までの返済や手当の実績を提出いただきます。

【補助金送金】3月末（予定）

実績報告を確認後、法人および職員への補助をあわせて法人に送金します。

【支給完了報告】補助金送金後1か月以内

支給完了報告書（法人が職員へ補助金をお送りしたことを証明する書類）をご提出いただきます。

職員1人あたり、最大で法人に6万円、職員
に6万円の合計12万円の補助となります。

職員の年間返済額が18万円、法人から職員の手当額が12万円の場合、上記補助額となります。

補助額の算出方法は下記のとおりです。

【法人への補助】

年間返済額の3分の1以内の額とし、年間支給額の2分の1又は6万円のいずれか低い額

【職員への補助】

年間返済額の3分の1以内の額とし、年間返済額から年間支給額を差し引いた額又は法人への補助額又は6万円のいずれか低い額

お問い合わせ先

（福）兵庫県社会福祉協議会

兵庫県福祉人材センター

☎ 078-271-3881

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1

HP:<https://hyogo-fukushijob.com/events/event/833/>

詳細はこちら

